

申し込み時の
必要事項

- ① 行事名(希望する日時・曜日・会場・コースなども) ② 住所(郵便番号も) ③ 氏名(ふりがな) ④ 年齢
⑤ 電話番号(ファクスの方はファクス番号、メールの方はEメールアドレスも) ⑥ 学校名・学年(児童・生徒のみ)
⑦ 返信先(往復はがきの場合) ※申し込みは1人(1組)1通です

点字さつぽろ・声のさつぽろの発行

視覚に障がいのある方向けに、広報さつぽろの内容を抜粋した点字版、CD(デジ版)を発行しています。

視聴覚障がい者情報センター(631)6747、HP

特別児童扶養手当・特別障害者手当などの金額が変更

4月分から左表の通りに変更になります。特別児童扶養手当は8月支給分から、それ以外の手当は5月支給分から変更後の金額が反映されます。

■金額が変更になる手当

手当名	変更後の 手当月額
特別児童扶養手当	1級:50,400円 2級:33,570円
特別障害者手当	26,260円
障害児福祉手当	14,280円
福祉手当(経過措置分)	

在宅福祉サービス協会
協力員登録説明会・研修会

高齢者、障がい者への家事援助などを行う協力員の登録のための説明会。謝礼は1時間700円程度。交通費実費支給。
④ 4月26日(木)午前10時～午後3時。80人。
⑤ 千200円(来年3月までの分。登録者のみ当日納入)。

④ 4月17日(火)から。⑤ 申込先 在宅福祉サービス協会(リンケージプラザ内/14階)。(272)4440、HP

高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画の概要版を配布

平成24年度～26年度の計画です。

配布開始日 4月2日(月)。

所 市役所3階高齢福祉課・介護保険課、区役所。

④ 高齢福祉課(211)2976、HP

母子寡婦福祉センター催し

就業支援講習会
左表の通り。

■就業支援講習会

講習会名	日時	費用
①簿記3級	5/7～6/29の月・水・金曜午後6時15分～8時45分。全24回	3,315円
②ビジネス能力検定3級	5/22～6/28の火・木曜午前9時30分～正午。全12回	4,840円
③調理師	5/24～7/31の火・木曜午後6時15分～8時45分。全20回	10,275円
④ホームヘルパー2級	5/31～11/26の月・木曜午後6時～9時。全42回	6,800円

※①②③は検定料を含む

④ 母子家庭の母・寡婦(以前母子家庭の母であった方)で、未受講の方。①②④は各30人以上。③は調理実務経験が2年以上ある方30人。

④ 4月12日(木)、13日(金)に区健康・子ども課か、12日(木)～15日(日)に母子寡婦福祉センターへ直接。(抽選)

初心者パソコン講座

④ 5月12日(土)・13日(日)午前9時30分～午後3時30分。全2回。母子家庭の母と寡婦(かつて母子家庭の母であった方)20人。

⑤ 3千500円。

④ はがきを上欄必要事項を記入し、4月23日(月)(必着)まで。(抽選)

申込先 母子寡婦福祉センター(〒060-0042中央区大通西19社会福祉総合センター内)。(631)3270

高齢者の地域活動を支援



④ 高齢者団体が行うシニアサロン(高齢者の居場所・活動拠点)の運営、先駆的な地域貢献活動の経費の一部を補助。

④ 4月11日(木)から市役所3階高齢福祉課、区役所、市民活動サポートセンター(エルプラザ内/15階)で配布する申込書などを、5月18日(金)まで、選挙あり。

④ 高齢福祉課(211)2976、HP



緊急肝炎ウイルス無料検査

④ 来年3月31日(日)まで。

④ B型肝炎、C型肝炎の検査を受けたことがない方。

④ 氏名、生年月日、住所が確認できるもの(健康保険証など)を持参し、指定医療機関へ直接。

④ 市コールセンター(222)4894

市民交流ウォーキング大会

④ 平岡公園など、3キロ、6キロ、8キロの3コース。

④ 5月18日(金)午前9時30分。所 清田区役所(1階)前集合。定 300人。

④ 4月23日(月)から。⑤ 市コールセンター(222)4894

精神療養講座

④ 統合失調症と発達障害の連携。

④ 4月21日(土)午後2時～4時。所 WEST19(中央区大通西19)。

④ 市コールセンター(222)4894

乳がん・子宮がん検診普及啓発講演会

④ 講話後、女性専門医による個人相談あり。

④ 4月21日(土)午後1時30分。所 医師会館(中央区大通西19)。

④ 健康企画課(622)5151



国民年金

④ 保険料が変わります

④ 4月から保険料が月額1万5千20円から、1万4千980円になります。納付書は、日本年金機構から送付します。

④ 届け出を忘れずに

④ 次のような場合は、お住まいの区の区役所年金係へ届け出が必要です。①20歳になったとき(厚生年金・共済組合加入者を除く)②厚生年金・共済組合の加入者がなくなったとき(被扶養配偶者も同様)③厚生年金・共済組合の加入者の被扶養配偶者がなくなったとき(収入増・離婚など)。

④ 区役所(1階)の保険年金課

国民健康保険

④ 保険料の計算方法が変わります

④ 国保加入者の中でも、特に保険料の負担感が強い中間所得層の負担軽減のため、本年